

保存期間 10年 分類記号 Y2101

記号・番号 23中新施第28号 処 理 経 過 施 行 平成 年 月 日

上の注意 回付・施行 決 定 平成23年6月30日 施 行 予 定 平成 年 月 日 起 案 平成23年6月30日

の文書 年 月 日 第 号 収 受 平成 年 月 日

発信者名 浄書照合 公印照合・押印 発 送

知 局 部 課 件 名 豊洲新市場土壌汚染対策工事（5街区）






起 案 中央卸売市場 新市場整備部 施設整備課 起案者 事務担当者 審 査 文書課長 文書主任 文書取扱主任







副 知 事 主 管 局 長 主 管 部 長 主 管 課 長 主 管 係 長



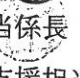


新市場整備部長 環境対策担当課長 建設調整係長
 新市場事業計画担当部長 管理課長 事業推進担当課長 環境対策担当係長
 新市場事業推進担当部長 開発調整担当課長 事業調整担当課長 課務担当係長
 施設整備担当部長 施設整備担当課長 技術係長 調整担当係長
 管理部長 担当部長<管理部総務課長事務取扱> 財務課長 情報技術担当係長
 市場政策担当部長 市場政策課長 技術担当係長 技術担当係長
 庶務係長 予算係長 会計係長 契約担当係長 企画係長 環境整備担当係長

時田 福田 金築 池田 大友 櫻原 清水 加藤 新

決定後供覧

担当部長<特命> 
 事業部長 
 調整担当部長 
 築地市場場長 
 副場長兼管理課長 

財政調整担当課長 
 業務課長 
 移転・経営支援担当課長 
 施設課長 
 設備課長 
 水産農産品課長 

管財係長 
 業務管理係長 
 移転支援担当係長 
 移転・経営支援担当係長 
 計画調整係長 

標記の件について、下記のとおり実施し、決定後、財務課へ契約手続きを依頼する。
 なお、本件は契約・支出関係文書であるため、紙決定とする。

記

- 1 件 名 豊洲新市場土壌汚染対策工事（5街区）
- 2 契約期間 契約確定日から平成25年3月15日まで
- 3 履行場所 東京都江東区豊洲六丁目地内
- 4 目 的 別紙「特記仕様書」のとおり
- 5 支出科目 平成23年度～平成24年度 中央卸売市場会計 市場資本的支出
 建設改良費 施設拡張費 工事請負費
- 6 契約目途額 別紙工事設計書のとおり
- 7 契約方法 地方自治法施行令第234条の規定により、一般競争入札とする。
- 8 前払金 支払う。

年度割

	平成23年度	平成24年度
金額	224,783,000円	12,472,378,750円

オ 東京ガス調査結果を踏まえ、暫定的にその周辺メッシュについて汚染状態にあるものとみなされている区画について、あらかじめボーリング調査により汚染状況の有無を確認のうえ、掘削等を行うこと。

カ 掘削に際し、不透水層自体を掘削除去した場合、あるいは不透水層が確認できなかった場合には、6(4)「矢板引抜時復旧対策工」に準じて不透水層を形成させること。

4. 汚染地下水対策工

(1) 地下水の汚染が確認されている区画については、地下水浄化処理を行うこと。

(2) これまでの調査で土壌汚染が検出されず、地下水汚染のみが検出されている区画については、現地に井戸を設置し、汚染地下水を揚水し、その後、水道水を注水することで、地下水浄化を行うこと。その際、汚染状況や対策範囲等を勘案し、必要に応じてガス吸引併用揚水工法を併用すること。

なお、現地の土質状況等を踏まえ、処理方法を変更する場合には、監督員と協議すること。

(3) 処理の完了は、処理後、汚染濃度を分析し、環境基準以下となっていることを確認することで行う。

(4) 前項の分析を行うため、100m²ごとに1箇所観測井を設けること。

(5) 活性炭は基本的に再利用すること。

5. 液状化対策工

請負者は、現地の状況を十分把握し、安全性、施工性、細部構造等について十分検討を行ない、設計図書により難しい場合は監督員と協議すること。

また、施工方法に変更が生じた場合は、監督員と協議しなければならない。

6. 埋め戻し・運搬工

(1) 埋め戻し工（その1）

ア 施工範囲：A.P. +2.0m 以深

イ 埋戻材料：仮設土壌処理プラントでの処理済み土（以下、「処理済み土」という。）、3(3)「A.P. +2.0m 以深」により仮置きしている土壌、6街区内の盛土仮置場の盛土で100m³ごとに土壌汚染対策法施行令第一条に掲げるすべての特定有害物質について、汚染がないことを確認（以下、「盛土調査」という。）した後の土（以下、「6街区の盛土調査後の盛土」という。）及び中防内の盛土仮置場の盛土で盛土調査後の土（以下、「中防の盛土調査後の盛土」という。）で埋め戻すこと。

ウ 処理済み土又は中防の盛土調査後の盛土により埋め戻しを行う場合、その搬入の時期及び量等について、6街区工事の請負者の指示に従うこと。

なお、処理済み土により埋め戻しを行う場合、自然由来汚染の有無等について6街区工事の請負者より情報提供を受け、適切に埋め戻すこと。

エ 3(3)「A.P.+2.0m以深」により仮置きしている土壌については、監督員の指示のもと、汚染の有無を確認の上、埋め戻すこと。

(2) 埋め戻し工（その2）

ア 施工範囲：A.P.+2.5mよりA.P.+2.0mまで

イ 埋戻材料：毛細管現象による地下水の上昇を防ぐための再生砕石で埋め戻すこと。

(3) 埋め戻し工（その3）

ア 範囲：施設建築物の建設エリア以外のA.P.+6.5mよりA.P.+2.5mまで

イ 埋戻材料：6街区の盛土調査後の盛土、中防の盛土調査後の盛土、建設発生土、購入土等、汚染のおそれのない土で埋め戻すこと。

ウ 中防の盛土調査後の盛土により埋め戻しを行う場合は、その搬入の時期及び量等について、6街区工事の請負者の指示に従うこと。

エ 購入土量については、6街区の盛土調査後の盛土、中防の盛土調査後の盛土及び都市整備局による区画整理事業における搬入土の土量を踏まえ、決定することとしているが、都市整備局との調整の結果で、購入土量の変更が生じた場合は、監督員の指示に従うこと。

オ 埋め戻しは、おおむね三十センチメートル以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めることとし、その他による場合は監督員と協議しなければならない。

(4) 矢板引抜時復旧対策工

打設した鋼矢板等を引き抜く際には、引抜にあわせて流動化処理土を充填させ、不透水層を復旧すること。

7. 地下水管理システム用等井戸設置工

(1) 地下水管理システム用井戸の設置に際しては、現地の状況を十分把握するものとし、設計図書により難しい場合は監督員と協議すること。

(2) 形質変更時要届出区域の解除のために行う地下水モニタリング用の観測井戸を、監督員と協議のうえ、設置すること。なお、地下水管理システム用の観測井戸を地下水モニタリング用の観測井戸として、兼用することは妨げない。

8. その他

(1) 底面管理

汚染が不透水層直上まで到達している等により、これまでの調査結果をもとに汚染深

文書記号・番号		23中新施第29号		保存期間	10年	分類記号	Y2101	引継ぎ												
文取 書扱 のい	上の注意 回付・施行	処理経過	施行	平成 年 月 日																
			決定	平成23年6月30日																
			施行予定	平成 年 月 日																
先方の文書		年 月 日	第 号	起案	平成23年6月30日															
あて先	発信者名		収受	平成 年 月 日			浄書照合	公印照合・押印	発送											
決定権者	知(局)部課	件名	豊洲新市場土壌汚染対策工事(6街区)																	
起案	中央卸売市場 新市場整備部 施設整備課	起案者 事務担当者 電話 03-3547-7047	審査	文書課長	文書主任	文書取扱主任														
審議	副知事	主管局長	主管部長	主管課長	主管係長															
協議	新市場整備部長	環境対策担当課長	建設調整係長	環境対策担当係長	課務担当係長	管理係長	調整担当係長	開発調整担当係長	事業調整担当係長	情報技術担当係長	技術係長	技術担当係長	技術担当係長	庶務係長	予算係長	会計係長	契約担当係長	企画係長	環境整備担当係長	
	新市場事業計画担当部長	管理課長	事業推進担当課長	開発調整担当課長	事業調整担当課長	施設整備担当部長	施設整備担当課長	管理部長	担当部長<管理部総務課長事務取扱>	財務課長	市場政策担当部長	市場政策課長								

決定後供覧

担当部長<特命>

事業部長

調整担当部長

築地市場場長

副場長兼管理課長

財政調整担当課長

業務課長

移転・経営支援担当

施設課長

設備課長

水産農産品課長

管財係長

業務管理係長

移転支援担当係長

移転・経営支援担当係

計画調整係長

標記の件について、下記のとおり実施し、決定後、財務課へ契約手続きを依頼する。
 なお、本件は契約・支出関係文書であるため、紙決定とする。

記

- 1 件 名 豊洲新市場土壌汚染対策工事（6街区）
- 2 契約期間 契約確定日から平成25年3月15日まで
- 3 履行場所 東京都江東区豊洲六丁目地内
- 4 目 的 別紙「特記仕様書」のとおり
- 5 支出科目 平成23年度～平成24年度 中央卸売市場会計 市場資本的支出
 建設改良費 施設拡張費 工事請負費
- 6 契約目途額 別紙工事設計書のとおり
- 7 契約方法 地方自治法施行令第234条の規定により、一般競争入札とする。
- 8 前 払 金 支払う。

年度割

	平成23年度	平成24年度
金額	608,544,000円	33,765,991,650円

イ 前項の分析は、100m³ ごとにベンゼンは1検体、その他については、5検体を採取混合し、行うこと。また、中温加熱処理では、油臭・油膜がないことも、あわせて確認すること。

ウ 仮設土壌処理プラントでの土壌汚染処理の結果、各街区よりプラントへ搬入する土量あるいは、埋め戻しで使用するプラントでの処理済みの土量が事前の計画量と変更となる場合には、直ちに他街区工事の請負者へ情報提供するとともに、必要に応じ、工期内での施工が可能となるよう、他街区工事の請負者と施工工程を調整すること。

エ 仮設中温加熱処理プラント及び仮設掘削微生物処理プラントにおいては、自然由来による汚染土壌が他の土壌と混合しないよう、仮置き等にあたり、適切に対応すること。

オ 活性炭を用いる場合は、基本的に再利用すること。

5. 汚染地下水対策工

- (1) 地下水の汚染が確認されている区画については、地下水浄化処理を行うこと。
- (2) これまでの調査で土壌汚染が検出されず、地下水汚染のみが検出されている区画については、現地に井戸を設置し、汚染地下水を揚水し、その後、水道水を注水することで、地下水浄化を行うこと。その際、汚染状況や対策範囲等を勘案し、必要に応じてガス吸引併用揚水工法を併用すること。

なお、現地の土質状況等を踏まえ、処理方法を変更する場合には、監督員と協議すること。

- (3) 処理の完了は、処理後、汚染濃度を分析し、環境基準以下となっていることを確認することで行う。
- (4) 前項の分析を行うため、100m² ごとに1箇所観測井を設けること。
- (5) 活性炭を用いる場合は、基本的に再利用すること。

6. 液状化対策工

請負者は、現地の状況を十分把握し、安全性、施工性、細部構造等について十分検討を行ない、設計図書により難しい場合は監督員と協議すること。

また、施工方法に変更が生じた場合は、監督員と協議しなければならない。

7. 埋め戻し・運搬工

(1) 埋め戻し工（その1）

ア 5街区及び7街区のA.P. +2.0mで汚染土壌を掘削した箇所、及び3(4)「A.P. +2.0m以深」において汚染土壌を掘削した箇所については、仮設土壌処理プラントでの処理済み土（以下、「処理済み土」という。）、3(4)「A.P. +2.0m以深」により仮置きして

いる土壌、6街区内の盛土仮置場の盛土のうち盛土調査後の土（以下、「6街区の盛土調査後の盛土」という。）及び中防内の盛土仮置場の盛土のうち盛土調査後の盛土（以下、「中防の盛土調査後の盛土」という。）で埋め戻すこととしている。

このうち、5街区及び7街区への処理済み土の搬出に際しては、自然由来の汚染の有無等について、他街区工事の請負者に適切に情報提供を行うこと。

イ 5街区及び7街区の埋め戻しにあたり、処理済み土を搬出する際には、搬出の時期及び量等について、仮設土壌処理プラントでの処理状況等を踏まえ、他街区工事の請負者に適切に指示すること。また、中防の盛土調査後の盛土を搬出する際には、搬出の時期及び量等について、他街区工事の請負者に適切に指示すること。

ウ 処理済み土により埋め戻しを行う場合、自然由来汚染の有無等を踏まえ、適切に埋め戻すこと。

エ 3(4)「A.P.+2.0m以深」により、仮置きしている土壌については、監督員の指示のもと、汚染の有無を確認の上、埋め戻すこと。

(2) 埋め戻し工（その2）

ア 施工範囲：A.P.+2.5mよりA.P.+2.0mまで

イ 埋戻材料：毛細管現象による地下水の上昇を防ぐための再生砕石で埋め戻すこと。

(3) 埋め戻し工（その3）

ア 豊洲新市場予定地（5街区、6街区及び7街区）における施設建築物の建設エリア以外のA.P.+6.5mよりA.P.+2.5mまでについては、6街区の盛土調査後の盛土、中防の盛土調査後の盛土、建設発生土、購入土等、汚染のおそれのない土で埋め戻すこととしている。

イ 5街区及び7街区の埋め戻しにあたり、中防の盛土調査後の盛土を搬出する際には、搬出の時期及び量等について、他街区工事の請負者に適切に指示すること。

ウ 埋め戻しは、おおむね三十センチメートル以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めることとし、その他による場合は監督員と協議しなければならない。

エ 購入土等の海上搬入に際しては、東京海上保安部、港湾運送事業者等、海事関係者と十分調整し、周辺の海上交通の安全等に配慮を進めること。

オ 購入土量については、6街区の盛土調査後の盛土及び中防の盛土調査後の盛土並びに都市整備局による区画整理事業における搬入土の土量を踏まえ、決定することとしているが、都市整備局との調整の結果で、購入土量の変更が生じた場合には、監督員の指示に従うこと。

		保存期間		10年	分類記号	Y2101	引継ぎ													
文書記号・番号		23中新施第30号		処理経過	施行	平成 年 月 日														
文取 書扱 のい	回付・施行 上の注意				決定	平成23年6月30日														
					施行予定	平成 年 月 日														
					起案	平成23年6月30日														
先方の文書		年 月 日 第 号		收受	平成 年 月 日															
あて先			発信者名	浄書照合	公印照合・押印	発送														
決定権者	知(局)部課	件名	豊洲新市場土壌汚染対策工事(7街区)																	
起案	中央卸売市場 新市場整備部 施設整備課	起案者 事務担当者 電話 03-3547-7047	審査	文書課長	文書主任	文書取扱主任														
審議	副知事		主管局長		主管部長	主管課長	主管係長													
協議	新市場整備部長	環境対策担当課長	建設調整係長	環境対策担当係長	課務担当係長	管理係長	調整担当係長	開発調整担当係長	事業調整担当係長	情報技術担当係長	技術係長	技術担当係長	技術担当係長	庶務係長	予算係長	会計係長	契約担当係長	企画係長	環境整備担当係長	
	新市場事業計画担当部長	管理課長	管理係長	調整担当係長	開発調整担当係長	事業調整担当係長	情報技術担当係長	技術係長	技術担当係長	技術担当係長	庶務係長	予算係長	会計係長	契約担当係長	企画係長	環境整備担当係長				
	新市場事業推進担当部長	事業推進担当課長	調整担当係長	開発調整担当係長	事業調整担当係長	情報技術担当係長	技術係長	技術担当係長	技術担当係長	庶務係長	予算係長	会計係長	契約担当係長	企画係長	環境整備担当係長					
	施設整備担当部長	施設整備担当課長	技術係長	技術担当係長	技術担当係長	庶務係長	予算係長	会計係長	契約担当係長	企画係長	環境整備担当係長									
	管理部長	財務課長	庶務係長	予算係長	会計係長	契約担当係長	企画係長	環境整備担当係長												
	担当部長<管理部総務課長事務取扱																			
	市場政策担当部長	市場政策課長																		

決定後供覧

担当部長<特命>

事業部長

調整担当部長

築地市場場長

副場長兼管理課長

財政調整担当課長

業務課長

移転・経営支援担当課長

施設課長

設備課長

水産農産品課長

管財係長

業務管理係長

移転支援担当係長

移転・経営支援担当係長

計画調整係長

標記の件について、下記のとおり実施し、決定後、財務課へ契約手続きを依頼する。
 なお、本件は契約・支出関係文書であるため、紙決定とする。

記

- 1 件 名 豊洲新市場土壌汚染対策工事（7街区）
- 2 契約期間 契約確定日から平成25年3月15日まで
- 3 履行場所 東京都江東区豊洲六丁目地内
- 4 目 的 別紙「特記仕様書」のとおり
- 5 支出科目 平成23年度～平成24年度 中央卸売市場会計 市場資本的支出
 建設改良費 施設拡張費 工事請負費
- 6 契約目途額 別紙工事設計書のとおり
- 7 契約方法 地方自治法施行令第234条の規定により、一般競争入札とする。
- 8 前払金 支払う。

年度割

	平成23年度	平成24年度
金額	166,673,000円	9,248,112,100円

- (1) 地下水の汚染が確認されている区画については、地下水浄化処理を行うこと。
- (2) これまでの調査で土壌汚染が検出されず、地下水汚染のみが検出されている区画については、現地に井戸を設置し、汚染地下水を揚水し、その後、水道水を注水することで、地下水浄化を行うこと。その際、汚染状況や対策範囲等を勘案し、必要に応じてガス吸引併用揚水工法を併用すること。
なお、現地の土質状況等を踏まえ、処理方法を変更する場合には、監督員と協議すること。
- (3) 処理の完了は、処理後、汚染濃度を分析し、環境基準以下となっていることを確認することで行う。
- (4) 前項の分析を行うため、100m²ごとに1箇所観測井を設けること。
- (5) 活性炭は基本的に再利用すること。

5. 液状化対策工

請負者は、現地の状況を十分把握し、安全性、施工性、細部構造等について十分検討を行ない、設計図書により難しい場合は監督員と協議すること。

また、施工方法に変更が生じた場合は、監督員と協議しなければならない。

6. 埋め戻し・運搬工

(1) 埋め戻し工（その1）

ア 施工範囲：A.P. +2.0m 以深

イ 埋戻材料：仮設土壌処理プラントでの処理済み土（以下、「処理済み土」という。）、3(3)「A.P. +2.0m 以深」により仮置きしている土壌、6街区内の盛土仮置場の盛土で100m³ごとに土壌汚染対策法施行令第一条に掲げるすべての特定有害物質について、汚染がないことを確認（以下、「盛土調査」という。）した後の土（以下、「6街区の盛土調査後の盛土」という。）及び中防内の盛土仮置場の盛土で盛土調査後の土（以下、「中防の盛土調査後の盛土」という。）で埋め戻すこと。

ウ 処理済み土又は中防の盛土調査後の盛土により埋め戻しを行う場合、その搬入の時期及び量等について、6街区工事の請負者の指示に従うこと。

なお、処理済み土により埋め戻しを行う場合、自然由来汚染の有無等について6街区工事の請負者より情報提供を受け、適切に埋め戻すこと。

エ 3(3)「A.P. +2.0m 以深」により仮置きしている土壌については、監督員の指示のもと、埋め戻すこと。

(2) 埋め戻し工（その2）

ア 施工範囲：A.P. +2.5m より A.P. +2.0m まで

イ 埋戻材料：毛細管現象による地下水の上昇を防ぐための再生砕石で埋め戻すこと。

(3) 埋め戻し工（その3）

ア 範囲：施設建築物の建設エリア以外の A.P. +6.5m より A.P. +2.5m まで

イ 埋戻材料：6街区の盛土調査後の盛土、中防の盛土調査後の盛土、建設発生土、購入土等、汚染のおそれのない土で埋め戻すこと。

ウ 中防の盛土調査後の盛土により埋め戻しを行う場合は、その搬入の時期及び量等について、6街区工事の請負者の指示に従うこと。

エ 購入土量については、6街区の盛土調査後の盛土、中防の盛土調査後の盛土及び都市整備局による区画整理事業における搬入土の土量を踏まえ、決定することとしているが、都市整備局との調整の結果で、購入土量の変更が生じた場合は、監督員の指示に従うこと。

オ 埋め戻しは、おおむね三十センチメートル以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めることとし、その他による場合は監督員と協議しなければならない。

(4) 矢板引抜時復旧対策工

打設した鋼矢板等を引き抜く際には、引抜にあわせて流動化処理土を充填させ、不透水層を復旧すること。

7. 地下水管理システム用等井戸設置工

(1) 地下水管理システム用井戸の設置に際しては、現地の状況を十分把握するものとし、設計図書により難しい場合は監督員と協議すること。

(2) 形質変更時要届出区域の解除のために行う地下水モニタリング用の観測井戸を、監督員と協議のうえ、設置すること。なお、地下水管理システム用の観測井戸を地下水モニタリング用の観測井戸として、兼用することは妨げない。

8. その他

(1) 底面管理

汚染が不透水層直上まで到達している等により、これまでの調査結果をもとに汚染深度が確定していない箇所について、監督員の指示のもと、深度方向の汚染状況を確認した上で、適切に処理すること。

(2) 帯水層底面の状況確認

地表から深さ 10 m 以内に帯水層の底面が存在する場合で、かつ、その底面の土壌調査が行われていない場合、監督員の指示のもと、帯水層底面の土壌調査を行うこと。

(3) 土壌移動管理票